

静かな夜と平和な空を返せ

横田・基地被害をなくす会 NEWS/No.60

横田基地公害訴訟原告団 NEWS/No.6

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町 4-10-24-100

E-mail：なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田・基地被害をなくす会／横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

発行日：2023年11月27日

発行者：大沢豊／福本道夫



この NEWS は、横田・基地被害をなくす会と横田基地公害訴訟原告団の合同発行です。

横田・基地被害をなくす会（以下「なくす会」と表記）は、「基地被害をなくすことを目標にした」組織で、横田基地公害訴訟原告団は、その目的実現のために起こす裁判を担う組織です。

なくす会と原告団の関係は、なくす会が中心になって上述の目的を達成するための一手段として裁判を目指し、原告団が結成され提訴したのちは、なくす会が原告団の支援組織としても活動することになります。

そのため、会費や行動などは必ずしも一致するものではありませんが、目的が同じため、NEWS を「合同発行」としています。

※今号は実験的にカラー印刷で NEWS を発行します。

次回裁判は来年2月19日 陳述書や騒音記録に協力を

8月21日の第1回弁論に続き、11月6日に第2回弁論が開かれ、裁判は順調に進行し始めました。今後は、私たちの被害をどのように裁判所にわかってもらうかが重要になってきます。陳述書での被害の記述のほかに、可能な方は騒音記録などにご協力ください。

爆音カレンダーにご協力を

今回の NEWS 送付時に、原告の皆さんには（世帯ごとに）「爆音カレンダー」を同封しました。書き方見本を付けましたので、可能な方は可能な方法で記録をつけ、適宜原告団事務所に送ってください。

原告団では、これらの記録を集計して、被害状況をまとめ、裁判資料にしていく予定です。

被害を写真や動画で記録に

爆音カレンダーとは別に、写真や動画で記録がとれる方のために、航空機の判別・飛行コー

スや飛行高度の確認等のために、以下の資料を付けました。ご活用ください。

①写真・動画の撮影のしかた

証拠として認められるための撮影方法例

②飛行コースや飛行高度の確認のしかた

ADS Exchange サイトで上記内容がわかります。写真や動画撮影時に予め飛行コースを予測するうえでも便利なサイトです。

③航空機早見表

A 4 判裏表に、横田基地を離着陸する主な航空機の写真と解説をまとめました。

以上の資料もご活用ください。

裁判の流れ～提訴から現在まで・これからの進行

昨年11月10日に東京地方裁判所立川支部に提訴した横田基地公害訴訟ですが、この間、本年8月21日に第1回期日が行われ、11月6日には第2回の期日が行われました。いずれの期日も多くの原告の方に参加いただき、弁護団としてもこの裁判に気合いが入る思いです。第1回の期日では原告の方に直接法廷で意見陳述してもらい、裁判官に向けて被害の状況や被害解消を求める強い思いを訴えてもらいました。また、本年9月6日には、今年の訴訟提起後に新たに原告加入を希望された方について、追加提訴を行い、この追加提訴も今後は一緒に審理されることになりました。

今回は弁護団から、これまでの裁判の内容や国側の反論、今後の裁判の流れについて簡単にご説明いたします。

1 現在までの裁判の内容について

既にニュース等でもお伝えしているとおりですが、原告は訴状を提出して騒音状況や被害の内容を訴え、主に飛行差し止めと損害賠償を求める請求をしています。

これに対し、国は全面的に争う姿勢を見せており、答弁書を出して全体的な反論も行っていますが、今後は個別に内容を絞って更に具体的に反論するとのことで、11月の期日までもいくつか反論書面を出してきていますが、11月の期日には、原告側の国の反論に対する再反論として、自衛隊機の差し止め請求と本訴訟終了後の未来の損害賠償も被害が続く限りは裁判で認められた金額を払えという将来の請求が認められるべき理由について主張をしました。

2 今後の裁判の進行について

上記のとおり、国は今後期日ごとに内容を絞った反論を出すとのことです。原告側は、国の主張に対し、必要があれば反論をしていきますが、

これと並行して訴状で主張している内容についてより具体的に主張立証をしていきます。

まず、次回期日(2月19日)に向けては、現在原告の皆様にご作成を依頼して準備をしている被害状況を具体的に記した陳述書を裁判所に提出し、原告の被害状況を具体的に主張する予定です。地域によって騒音状況にも特色があると思うのでその辺りもわかりやすくまとめたいと考えています。この間陳述書のご作成にご協力いただきありがとうございました。未作成の方についてもご協力をお願いいたします。

また、被害状況を裁判所に理解してもらうことが重要なので、今後個別の騒音被害の記録化や騒音測定器を一部の原告の方の自宅に設置して騒音計測をすること等も検討しています。

今後も弁護団として主張立証を検討し、裁判所に訴えていきますので引き続きよろしくお願いたします。(弁護団・近藤弁護士にお書きいただきました。)



↑写真は、11/6の弁論後の報告集会。(裁判所北側)

▶ 11/6の法廷は「裁判所4階の404号法廷」とNEWS等でお知らせしていましたが、裁判所から弁護士への連絡に齟齬があり、何と！約100席がある1階の101号法廷でした。また、傍聴券の配布も。想定外のことで、事務局があたふたし、参加の皆さんにはご迷惑をおかけしました。

裁判所は、1回目の裁判での傍聴の多さのイメージを引きずったようです。とはいえ、法廷の約半分の席が埋まりました。皆様のご協力に感謝します。

弁護団・なくす会役員紹介

原告団が結成され、裁判がスタートしました。この訴訟を担当する弁護士や原告団等の役員について、何回かに分けて紹介します。今回は弁護団と「横田・基地被害をなくす会」から1名ずつ。似顔絵は、原告の有賀成子さんにお願いしました。

弁護団：山口俊樹さん

①弁護士登録…2014年

②担当…弁護団内部で決めた訳ではないですが、将来請求を担当したいと思っています。前々期日(2023年11月6日)で意見陳述も行いましたが、何とか一歩でも前に進んだ判断を勝ち取りたいです。

③日野市生まれ日野市育ち日野市在住です。私が通っていた中学校(日野市立日野第四中学校)は75Wコンターの内側、飛行経路の真下に位置しています。まだ公立中学校にエアコンなど無かった中学時代、窓を開けて授業をしていたため、航空機騒音のために先生の声が聞き取りづらくなることがありました。また、私は、テニス部に所属し、屋外で練習していたため、航空機騒音を毎日の様に直接浴びていました。私は、非常に声が大きい(普段は20~30%の出力で話すように注意しています。)のですが、それも横田基地のせいなのではないかと思っています。

本訴訟の陳述書作成では、主に日野市在住の方の陳述書作成を担当しています。日野市の被害地域は、正に私の地元ですので、原告の皆さんが被っている被害の実態に共感できます。原告の方やその家族が、私の母校(日野六小、日野四中)の先輩や後輩であることも少なくありません。

私は、この訴訟は、愛する地元、安心できる家で生活する一人一人の個人が、自身の生活を守るための戦いであると捉えています。「航空機騒音の無い静かな生活を送りたい」、「せめて夜は静かに過ごしたい」という当たり前の思いが実現されていない今の状態を、少しでも改善し、生活者である原告の皆さんの生活を守りたいと思っています。横田基地の騒音に苦しんでいるという一致点で200人を超える原告が団結し、みんなで戦うというこの訴訟の神髄は、生活者である原告の生活、そして人権を守るといふ点にあると思います。そのために、我々弁護団も力を尽くします。私は、現在弁護士登録丸9年で、まだまだ若手だと思っているのですが、この弁護団ではちょうど真ん中ぐらいのキャリアになりますので、弁護団の調整役(何でも屋)として汗をかこう



と思っています。

横田・基地被害をなくす会

会計監査：加藤克子さん

◇横田基地訴訟に想う

第1回目の裁判が8月21日に開かれた。約100席の傍聴席は溢れかえった。原告のうち3名が自らの受けている「被害」を訴える場になっ

た。法廷はかつての米軍立川基地の敷地に作られた建物。47年前に八王子で始まった「法廷闘争」の場は立川に移り、米軍基地跡地に建った新法廷で開かれるようになっている。

私が住んでいるのは立川南口の駅近く。頭上に走っているモノレールに乗ってでかける。南口・北口の繁華街の頭上を越えると「基地跡地」が出現する。モノレール路線の東側には立川飛行機(立飛/タッピ)の広大な敷地がある。朝鮮戦争時、大江健三郎の小説で有名になった軍事工場跡地だ。タッピは戦後経済の繁栄の中で貸倉庫群を提供。現在も健在である。砂川闘争のときには、タッピの若い労働者=基地拡張予定地の住民で三多摩労働運動発祥を担った若い労働者たちが拡張阻止の先頭に立った。

まだ建物の少ないだっ広い旧立川基地の真っ只中に裁判所は建っている。反基地の法廷がこの建物で持たれるのはちょっと「皮肉だな」と思えることがある。

第1回目の裁判。原告の意見陳述が始まった。新たに原告に加わる人々が基地西側の国道沿いだけでなく、軍用機の周回経路直下のある野、八王子、日野などにも増えている。飛行直下の地域、さらに立川や基地北側の狭山丘陵を越えた埼玉方面にも、原告参加の動きがあった。

分厚い最初の提出書類を読むチャンスを持った。横田基地の歴史、住民の被害、最初の裁判、その後の横田の歴史と住民の闘い……。読んでいくとすでに亡くなった訴訟初期を担った人々の姿が立ち上がってくる。その努力の歴史を引き継いで、この時代の反戦・反基地の一端を担おう、という気持ちになっていく。創意工夫して、骨身を惜しまないで、がんばろうね!



11/6 第2回弁論の内容は…

※以下は、11/6 当日の号外からの引用です。

本日の口頭弁論期日で陳述する準備書面では、①自衛隊機の差止めと②将来分の損害賠償について、国の主張に対する再反論を行っています。この2つの論点について、国は訴えの却下（門前払い）を求めているため、裁判所に対し、門前払いなどをもっての外であり、原告らの請求を認容すべきだと主張しています。

①自衛隊機の差止めについて

国は、自衛隊機の差止めは、民事訴訟ではなく、行政訴訟で争うべきであるため、民事訴訟である本裁判で扱うことはできないと主張しています。これは、「自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限行為」が、行政処分だという判断を前提とする主張です。しかし、「防衛大臣の権限行為」と言っても、その実質は、上官から部下への指揮命令に過ぎませんから、防衛省内部の行為です。そのような内部行為は行政処分ではないという解釈が一般的な解釈ですので、国の主張は、このような一般的な解釈に反することになります。

原告ら周辺住民は、騒音に苦しんでおり、その騒音を止めてほしいという当たり前の権利を実現するため、差止訴訟を提起しています。仮に、自衛隊機の差止めは行政訴訟で争うということになると、差止めが認められるための要件が非常に重くなります。そのような過剰に重い要件が、騒音被害に苦しむ住民に課されることは相当とは言えません。

そのため、自衛隊機の差止めは行政訴訟で争うべきであるから、民事訴訟である本訴訟は却下すべきという国の主張は正しくありません。本訴訟で審理した上で、適切な判断がなされるべきです。

②将来分の損害賠償について

国は、航空機騒音が受任限度を超える（＝違法）と判断されるかどうかは、様々な要素により判断されること、そして、原告らが将来転居や死亡することがあるから、今の時点での損害賠償の判断が、将来には変わりうるとして、将来分の損害賠償請求の却下を求めています。

しかし、これらの主張は、いずれも形式的なものであり、少なくとも、期間を区切った将来分の損害賠償を認めない理由にはなりません。なぜなら、横田基地における騒音被害が違法であることは、1981年の第1次訴訟判決以降一貫して認められていますし、横田基地の撤去や縮小は、残念ながら数年以内にはあり得ません。また、基地訴訟では、様々な要素によって損害賠償を認めるか否か判断するのではなく、居住地域に応じた金額を認めるという判断が積み重なっています。そのため、少なくとも、向こう数年の損害賠償額は、明確に決まるものと言えます。

また、原告の転居や死亡といった事情は、国が把握することは容易に可能ですし、数年スパンであれば、転居や死亡といった事情はそんなに多く起こることもありません。

そのため、国が挙げる理由は、少なくとも数年間という期間を区切った将来分の損害賠償を否定する理由にはなりません。原告の皆さんは、消滅時効との兼ね合いで、何度も何度も訴訟提起を余儀なくされています。国が挙げるような不都合は、原告の皆さんが負わされている不都合よりも遙かに小さいものです。

裁判所は、そのようなバランスに鑑みた上で、少なくとも期間を区切った将来分の損害賠償を認めるべきです。（山口弁護士にお書きいただきました。）

11/6 裁判を傍聴して

原告：中里 博文
(立川)

先日の事… 横田基地公害訴訟裁判を傍聴してきた。

米軍横田基地の騒音は益々酷くなって来ている。住宅街での低空飛行訓練。そして泡消火剤に含まれる有機フッ素化合物 (PFAS) による地下水汚染問題が加わった。

裁判の進行はゆっくりである。年4、5回程の開廷でこの先10年続くかもしれない！ 慎重な審理のため？ とはいえ長過ぎる。判決を聞く前に息絶えてしまうかもしれない！

日米安保、日米地位協定は日本国憲法の上位にある事があきらかになった今、法治国家としての日本の基礎はぐらぐらである！

主権のない国の裁判官達はいったいどんな気持ちで仕事

しているのだろうか…

この国は対米従属の構造から脱却する気があるのだろうか…

そして…直ぐ隣は、国立国語研究所。

このエリアは米軍立川基地跡地であり、敷地はどこも広々としている。

その研究所の前庭にある彫刻がいい！

青木野枝さんの作品である。

裁判所の帰りにはここに來れるのが楽しみ…

空の言葉 地の言葉の集会所…

そんな風にみえる。

※ P.5 に国立国語研究所の庭の写真を掲載しました。

騒音測定体験会開く / 10月18日あきる野市

— 今後の騒音被害立証の重要な課題 —

8月21日、第一回口頭弁論が東京地裁立川支部で開催され、提訴の骨格を堂々と原告代表、弁護団が主張、大法廷を埋め尽くして国側と裁判所に裁判を闘う強い姿勢を示してきました。9月6日追加提訴46名分を提出原告団は282名に膨らみ、第2回口頭弁論も11月6日に開催され、いよいよ本格的な裁判闘争が始まりました。

今後の重要な課題は、基地被害の具体的状況を「証拠」に基づき立証していくこととなります。

10月18日、そのための準備として騒音測定体験会をあきる野市で行い

ました。今回の提訴で追及する新たな挑戦は、すでに損害賠償が確定しているコンター75以上の区域以外でも基地被害を立証し、飛行差し止めと損害賠償の拡大を目指すことにあります。すでに明らかのように2018年オスプレイの配備とその訓練などによって、騒音の被害地域は広がっています。横田基地の機能強化＝訓練基地化に歯止めをかける重要な課題です。配備以降、従来のC130はもとより、とりわけ新たに配備されたCVオスプレイの訓練空域が滑走路の西側に広がり、青梅市、あきる野市、そして日野・八王子市に移動し広がっています。そこで、最初の測定地点として、第1回口頭弁論にも立っていただいたあきる野市草花の原告谷口さんに依頼し、騒音測定体験会を開きました。この騒音測定は、裁判立証証拠として十分採用されるように騒音測定業者に依頼し、経費はかなりのかみみですが、満を持しての測定となります。

18日には、原告団役員4名と谷口さんが午後から夕方にかけて、谷口宅で原告団所有の騒音測定器をセット設置し飛行を待ちました。騒音測定の環境省基準はなかなか細かく、それに見合せてセットできるか気を使いながらようやく設置できたのですが・・・木曜日、普段は旋回訓練が夕方行われるのですが、基地側が察知したのか否か!?, この日は飛行飛来がなく、測定体験はできませんでした。それではという事で、あきる野市を眺望できる近くの草花神社から、多摩川を挟んで羽村・福生市、横田基地から瑞穂町を望める大澄山に登り、旋回訓練機を動画記録し航路図に合わせて旋回訓練の状況を証拠書として作成することも考えました。

これからの計画は、コンター線を挟んで、その不合理さを立証するため日野市2か所で騒音測定、この測定もあきる野市同様、騒音測定の業者により冬・夏それぞれ2週間ほど、さらに滑走路北側の瑞穂町で低周波などの測定も考えています。

原告の皆さんには、今回NEWSに同封した『爆音カレンダー』への協力をお願いします。不明なことがあれば、ぜひ連絡してください。よろしくをお願いします。(原告団事務局長: 棗 浄)



騒音測定体験会の様子



立川地裁南隣の国立国語研究所前庭 (P 4記事関連写真)



大澄山から多摩川西岸・福生市・横田基地方向を眺める

経過報告と今後の予定 (2023年9月29日～)

☆☆☆☆☆☆ 経過報告 ☆☆☆☆☆☆☆

- * 9/29 オスプレイ連絡会代表者会議
- * 10/1 ヨコタ第2ゲート前 Standing
- * 10/4 防衛省にオスプレイ飛行停止申し入れ
(全国基地連の一員として)
- * 10/9 役員会議
- * 10/10 全国基地連事務局長会議 Zoom
- * 10/11 全国基地連事務局長会議 Zoom
- * 10/11 東日本連絡会作業委員会 Zoom
- * 10/12 横田基地案内 (立川の市民グループ)
- * 10/18 騒音測定体験会+あきる野市騒音状況調査
- * 10/20 弁護士+原告団会議
- * 10/20 三多摩平和運動C 10.21 集会
- * 10/24 オスプレイ連絡会
- * 10/29 横田基地もいらない・市民交流集会
- * 10/30 第2回法廷お知らせのハガキ投函
- * 11/1 ヨコタ第2ゲート前 Standing
- * 11/1 厚木地裁結審支援行動
- * 11/2 騒音計用防風スクリーン2基購入

- * 11/6 第2回弁論 101号法廷
- * 11/13 役員会議
- * 11/18 NEWS原稿入稿

☆☆☆☆☆☆ 今後の予定 ☆☆☆☆☆☆☆

- * 11/18 オスプレイ署名活動 in 立川駅北口
- * 11/24 オスプレイ連絡会
- * 11/27 東日本連絡会作業委員会 Zoom
- * 12/1 ヨコタ第2ゲート前 Standing
- * 12/2 小松原告団設立総会
- * 12/8 弁護士+原告団会議
- * 12/26 小松第7次訴訟地裁提訴

【2024年】

- * 1/1 ヨコタ第2ゲート前 Standing
- * 2/1 ヨコタ第2ゲート前 Standing
- * 2/19 第3回弁論 404号法廷
- * 2/28 新田原基地訴訟高裁結審
- * 5/13 第4回弁論
- * 9/2 第5回弁論

→10月4日…防衛省にオスプレイの飛行停止を要請(福本団長発言)



→11月1日…第五次厚木基地訴訟地裁結審法廷支援行動(事前集会)



「うるさい!」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

抗議先一覧

- 横田基地：042-552-2511
- 航空自衛隊横田基地：042-553-6611
- 防衛省北関東防衛局：048-600-1800
- 防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
- 外務省：03-3580-3311
- 東京都庁：03-5321-1111
- 瑞穂町役場：042-557-0501
- 羽村市役所：042-555-1111
- 福生市役所：042-551-1511

- 昭島市役所：042-544-5111
- 立川市役所：042-523-2111
- 武蔵村山市役所：042-565-1111
- 日野市役所：042-585-1111
- 八王子市役所：042-626-3111
- あきる野市役所：042-558-1111
- 青梅市役所：0428-22-1111
- 入間市役所：04-2964-1111
- 飯能市役所：042-973-2111

横田基地の現状

ー 7月頃～11月7日ー

◇オスプレイ

頻繁に飛ぶ日がある一方、まったく飛ばない日もあった。飛ぶ日は22時近くまで旋回訓練、離着陸訓練、ホバリング訓練などが行われ、近隣に被害を及ぼした。

ただし、9/21、9/25の飛行は、あきる野市や瑞穂町を中心に旋回訓練～瑞穂町では低空での飛行～の回数が30回以上は行われていたため、瑞穂町は9/26に、米軍や防衛省に要請を行った。

また、6月と7月に続いて、10/23・10/25・10/30にオスプレイを使ったパラシュート高高度からのパラシュート降下訓練が行われた。3日間で述べ72名が降下した。

※私たちは、「パラシュート降下訓練は、近年最も事故が多く、大惨事が起きかねない」こと、周辺自治体がこの訓練について米軍や防衛省から情報提供を受けていないことについて、周辺自治体に、情報提供を防衛

省などに求めること、訓練の中止を求めることを電話で要請した。

◇C-130J

午前中から稼働することもあったが、夜間の旋回訓練は21時頃まで行われることが多かった。

C130を使ったパラシュート人員降下訓練は、6月頃までで、それ以降は、物資投下訓練のみを行っている。

◇外来機による訓練

相変わらずP-8（海上哨戒機）やMC-130による訓練が、横田基地を起点として行われている。特に横田基地の常駐機が比較的飛ばない金曜日の午後や土日を使っての旋回、タッチ&ゴー、ローパス等の訓練は数時間にわたって行われている。

◇その他の訓練など

7/12にB52H爆撃機が目的地変更で、横田基地に着陸～7/20まで滞在した。

* 10/14-10/31 Resolute Dragon23 日米共同訓練が全国展開で大規模に実施。横田からはC-130が参加。

* 10/16-10/27 Beverly Morning24-01 主に拡声器を使った訓練や非常時の避難訓練や模擬抗議集団対応などの演習も行われた。

◇核兵器がやってきた

7月12日水曜日、B52戦略核爆撃機が横田基地に着陸した。B52は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)と戦略原子力潜水艦(SSBN)と共に米国の「三大核戦力」を構成している。1万5000メートル上空で、戦術核など32トンの爆弾を投下できる。航続距離は、6200キロ、速度はマッハ0.5～0.7の能力を持つ。このB52はノースダコタ州マイノット空軍基地にある第5爆撃航空団所属機と発表されている。

これまでは、米国基地から離陸し、南シナ海や黄海などを威嚇飛行して、米国基地に帰還していた。7月12日は北朝鮮が火星18号を打ち上げた日であった。このB52は12日午前6時頃、機体不具合が生じ、緊急事態を宣言し、午前10時22分に横田基地に着陸した。それから20日まで待機、居座っていた。もし本当に機体不具合で着陸失敗し炎上爆発となったなら、東京・関東は消滅という事態もありえた。

ベトナム戦争時、B52はグアムなどから飛んで北爆した。が、台風を避けるためとB52が沖縄に最初に飛来した。その後1968年秋には嘉手納から直接ベトナム爆撃に行くB52は50機にもなっていたと大江健三郎は書いている。

◇韓国に米核搭載戦略原子力潜水艦寄港

7月18日火曜日、核戦略原子力潜水艦が釜山港に42年ぶりに寄港した。この潜水艦ケンタッキーは全長170メートル排水量1万8750トンで、24発のミサイルを搭載できる。1発のミサイルに最大14個の目標別核弾頭を装着でき、こ

リレートーク

の1個の核弾頭で広島型の20倍の威力を持つ。1隻で北朝鮮を地図上から抹殺できる。

実は朝鮮半島は盧泰愚大統領と金日成主席とで「朝鮮半島非核化宣言」が出され1992年に発効されている。それから両国とも国連に加盟している。

北朝鮮の核兵器開発のことは周知されてきたが、韓国ではこれまで「非核化宣言」は守られてきていた。

◇近づく核戦争

10月22日日曜日、B52と米日韓の戦闘機が日韓の防空識別圏の重なる区域のところで、対北朝鮮空中軍事訓練を行った。日本は初めて参加の3か国空中軍事訓練であった。憲法9条によって、日本は武力の行使だけでなく武力による威嚇も国際紛争を解決する手段としては行使できない。

この訓練に先立ち10月19日に清州空軍基地にB52がはじめて韓国着陸を果たした。「朝鮮半島非核化宣言」は、終に韓国においても尹錫悦政権によって破られた。

この軍事訓練は8月のキャンプデービッドでの米日韓首脳会談で合意された核防衛戦略に基づくと発表された。バイデン大統領、尹大統領、岸田首相により、米国の対北朝鮮核戦略が3か国の核戦略となりつつある。

横田基地へのB52の着陸は、岸田首相があらかじめ許諾していた疑いを禁じ得ない。政治が歯止めを奪っている。日本も韓国も北朝鮮も核壊滅へと歩んでいる。(MA)

今後の主な予定

- *オスプレイ反対 Standing とリレートーク
…毎月1日 11時～12時に横田基地第2
ゲート前で実施。
- ※今後 12/1, 1/1, 2/1…に実施します。
- ※オスプレイ反対署名を提出時に政府交渉を
予定しています。日程は未定ですが、12
月～1月頃に実施予定です。
- * 2/19 14時～横田基地公害訴訟
第3回口頭弁論…東京地裁立川支部
(404号法廷) その後、5/13, 9/2も
同じ要領で開催予定。

- ▶「被害を語る会(仮称)」開催…瑞穂町で
12/23, 1/13のいずれも14時～(武蔵
野コミュニティセンター)開始予定。瑞穂町
在住原告にはハガキで案内をいたします。
その他の地域は、順次開催予定です。
- ▶爆音カレンダー…航空機騒音の被害をメ
モ風に付けていただくためのカレンダーを
NEWS 発送のたびに2～3か月分を提供。
- ▶役員会へのオブザーバ参加について
役員会議での討議内容について知りたい方
は、役員会議にオブザーバ参加してください。
ただし、資料準備の都合上、事前に連絡くだ
さい。(事務所に留守TEL, または、090-
1468-4211 棟棠<ていとう> まで)

NEWS内容 (目次 = CONTENTS)

次回裁判は2/19、陳述書、騒音記録などに協力を……………	1	経過報告(9/29～)と今後の予定……………	6
裁判の流れ～これまでとこれから……………	2	うるさいと思ったら……………	6
弁護団・なくす会役員紹介……………	3	横田基地の現状、リレートーク……………	7
第2回弁論の内容は、傍聴感想……………	4	今後の主な予定……………	8
騒音測定体験会報告……………	5	目次……………	8

横田基地公害訴訟・第3回口頭弁論 日程(予定)

2月19日(月)

- ①事前集会：13時15分～
東京地方裁判所立川支部
北側歩道
- ②口頭弁論：14時00分～
4階404号法廷(予定)
…傍聴席は約50席あります。
- ③報告集会：裁判所北側歩道予定

◇所要時間(最寄りの駅から)
高松駅～裁判所：徒歩3～4分

